

佐世保・^{アモイ}廈門市友好都市締結20周年記念事業・友好親善訪問団派遣 市民訪問団として中国廈門市へ行きますか

本市と中国福建省・廈門市は、昭和58年10月28日に友好都市締結を行い、昨年20周年を迎えました。これを記念して、市長を団長とする友好親善訪問団を派遣します。
廈門市では、観光視察に加え、廈門市民と触れ合う交流レセプション（歓迎会）も開催されます。なお、廈門市を起点とした1泊2日の観光視察コースを選択できます。

と き 10月25日（月）～29日（金）4泊5日

観光視察コース・費用

- 廈門・桂林コース 119,500円
- 廈門・武夷山コース 110,500円
- 廈門滞在コース 87,500円

渡航手続き料は費用に含まれません。
全行程食事付き。ただし、3・4日目の昼食と夕食は個人負担です。
コースの選択はご希望に添えない場合があります。



廈門市は、福建省南東部に位置し、年平均気温が21℃と暖かく、美しい海浜観光都市です。

募集人数 50人 応募多数の場合は、キャンセル待ちになる場合があります。ご了承ください。
申し込み NABIC（長崎空港ビルディング（株））
佐世保営業所（☎23-6198）

友好親善訪問団の日程

- 10月25日（月）（廈門泊）
<午後> 佐世保 長崎空港 廈門着
- 10月26日（火）（廈門泊）
<午前・午後> 廈門市内観光
<夜> 交流レセプション
- 10月27日（水）（各地泊）
各コースごとに観光視察（廈門滞在はフリー）
- 10月28日（木）（廈門泊）
<午前・午後> 各地観光
<夕方・夜> 各地 廈門
- 10月29日（金）
<午前> 廈門市内見学 廈門空港
長崎空港 <午後> 佐世保着

お尋ね 市役所文化交流課（☎24-1111）

市民協働ってなに？

<第2回 NPOの活動>



「NPO」という言葉を最近よく目にしませんか？ NPOとは、「民間非営利団体（営利を目的としない公益団体）」と言われ、いわゆる「NPO法人」や「ボランティア団体」などの市民活動団体のことを言います。市内でも、さまざまな団体が活動しています。

【NPO法人（特定非営利活動法人）】

NPO（特定非営利活動促進）法に基づき、法人格を取得した団体のことで、市内に24法人（6月末現在）あります。
市内のNPO法人の一覧は市ホームページをご覧ください。

NPO法に係る手続きなどの相談窓口

- ・県庁県民生活課（☎095-824-3621）
- ・県北振興局総務企画課（☎23-4211）

【ボランティア団体】

市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録されているのは、46団体（6月末現在）です。
お尋ね・相談など
市社会福祉協議会ボランティアセンター（ふれあいセンター 2階・☎23-3905）

県内のNPO活動に関する情報ホームページ
ながさきポランぼネット（<http://volu-npo.jp/>）もご覧ください。

お尋ね 市役所市民協働推進室（☎24-1111）

8月15日は 精霊流し

8月15日は、お盆の精霊流しです。ことしも、名切の中央公園・スポーツ広場などに、精霊船や菰が運び込まれ、供養が行われます。
市内の実施場所や交通規制などについてご案内します。

精霊船の大きさ

全長10m以下で、担いだときの高さ3.5m、幅2.5m以内。長さ2m以上の船は、最寄りの警察署の許可が必要

名切交差点までの精霊船の通行順路

大和町方面から佐世保駅までは国道の左端、佐世保駅前からは国道の右端を通る
大野方面からは国道の左端を通る
山手方面からは名切市道の左端（小佐世保通りを下る場合は市道の右端）を通る
裁判所前は左端を通る
三ヶ町、四ヶ町アーケード内は通行できません

市バスの路線変更

花園経由は、俵町～高梨経由で運行します
沖新町線は、高専寮前を通行します

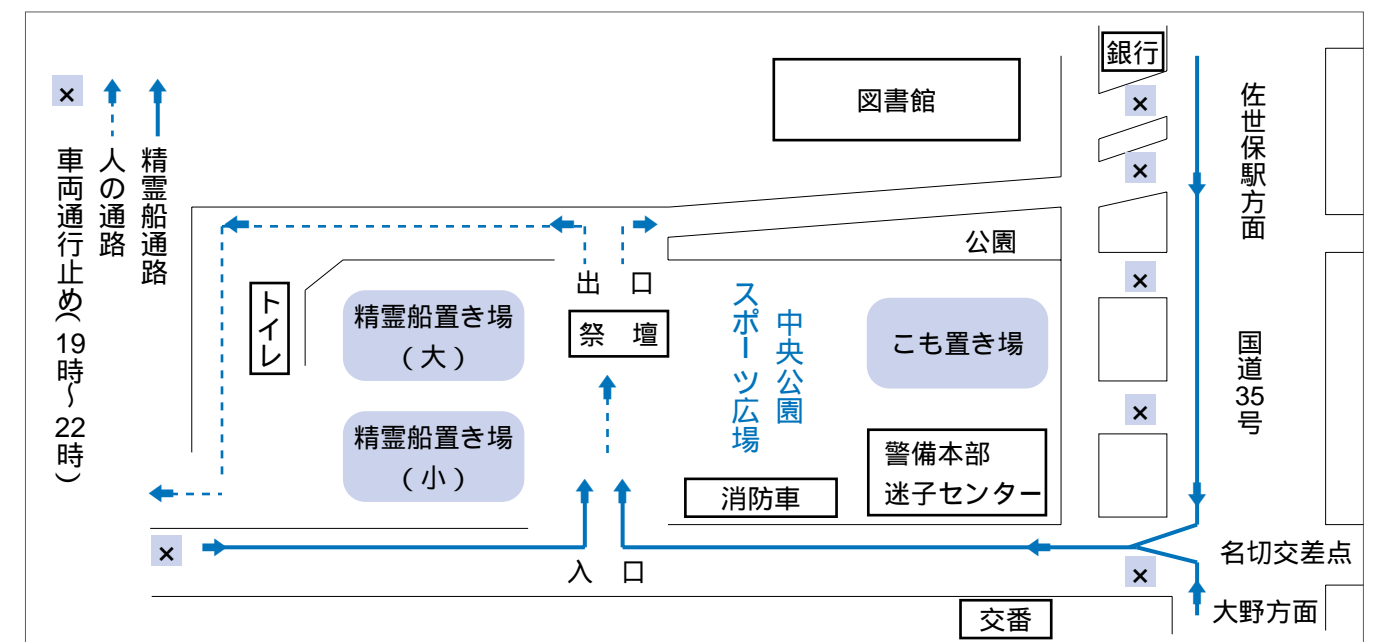


各地区警察署の連絡先

- <市中心部・日宇地区> 佐世保警察署（☎23-0110）
- <早岐地区> 早岐警察署（☎39-0110）
- <相浦・中里皆瀬地区> 相浦警察署（☎47-5110）

地区（主催・連絡先）	とき・ところ
市中心部 （佐世保仏教連合会）	19時～22時 中央公園・スポーツ広場 （地図参照）
早岐 （早岐地区自治会連合会 ☎38-2213 13～17時）	18時～22時 東町海岸
日宇 （日宇商工振興会・ 川上さん☎31-8971）	18時～20時30分 佐世保高専グラウンド横
中里皆瀬 （中里皆瀬地区連合町内会 ☎49-2114）	18時～21時 市役所中里皆瀬支所駐車場
相浦 （相浦町協議会・ 香田さん☎48-2793）	19時～22時 相浦町・市水産市場（新魚市場）横の空き地

各会場ともマイカーでの来場はご遠慮ください。
各会場内では、花火類は使用できません。
市中心部については、市環境部総務課にお尋ねください。



お尋ね 市環境部総務課（☎31-6520）